

目次

はしがき
はじめに [2020年10月版]

○ [2020年10月版]
● [2022年11月追補版]

■ 第一部 法令集	1
第一編 教育基本	3
○ 日本国憲法(抄)	5
○ 教育基本法	6
第二編 大学教育・高等専門学校教育	3
第一章 総則	5
第一節 総則	5
● 学校教育法(抄)	5
● 学校教育法施行令(抄)	19
● 学校教育法施行規則(抄)	23
○ 学校教育法第八十九条の規定を適用しない者を定める省令	40
第二節 学位関係	48
● 学位規則	48
○ 学位規則第六条第一項の規定に基づく独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学士の学位授与の要件として短期大学又は高等専門学校を卒業した者等が行う学修で別に定めることとされたものを定める件	46
○ 学位規則第六条第一項第五号の規定により、同項第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の学力がある者を定める件	46
● 学位の種類及び分野の変更等に関する基準	54
○ 学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件	48
○ 学校教育法施行令第二十三条の二第一項第六号の規定による分野を定める件	48
第三節 入試・入学資格・編入学資格関係	55
● 令和5年度大学入学者選抜実施要項について(通知)(抄)	55
● 大学院入学者選抜実施要項	67
● 高等学校卒業程度認定試験規則	68
● 高等学校卒業程度認定審査規則	76
● 高等学校卒業程度認定審査実施要綱	77
○ 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件	49
○ 専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件	49
○ 専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件	50
○ 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件	50
○ 大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件	51
○ 高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準	52
○ 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件	52
○ 医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程若しくは専攻科等の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件	53
○ 大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程(抄)	54
○ 我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示	58

○ 外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程	60
○ 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件	61
○ 大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を定める件	61
● 高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準	78
● 特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準	82

第二章 大学設置基準等 84

第一節 大学関係 84

● 大学設置基準	84
○ 大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件	90
● 大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件	109
○ 大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件	91
● 大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示	109
● 大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準	110
○ 大学が国際連携学科を設ける場合について定める件	94
○ 国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件	95
● 大学設置基準第六十条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件	111
● 大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員について定める件	112
● 大学設置基準附則第七項の規定に基づき、医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の基幹教員数の算定に係る別表第一イに定める医学関係の基幹教員数に係る基準について定める件	113
● 大学通信教育設置基準	113
○ 大学通信教育設置基準第七条の規定により、通信教育を行う大学が単位を与えることのできる学修を定める件	99
● 専門職大学設置基準	117
● 専門職大学に関し必要な事項を定める件	135

第二節 短期大学関係 138

● 短期大学設置基準	138
○ 短期大学設置基準第十一条第二項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業について定める件	135
● 短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件	157
○ 短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件	136
● 短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示	157
● 短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示	158
● 短期大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準	159
○ 短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件	140
○ 国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件	140
● 短期大学設置基準第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件	159
● 短期大学通信教育設置基準	160
○ 短期大学通信教育設置基準第七条の規定により、通信教育を行う短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件	144
● 専門職短期大学設置基準	164

● 専門職短期大学に関し必要な事項を定める件	182
第三節 大学院関係	185
● 大学院設置基準	185
● 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件	197
○ 大学院の研究科における一つの専攻当たりの入学定員の一定規模数を専門分野ごとに定める件	176
○ 大学院を置く大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準	176
○ 大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件	177
○ 国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院と協議する事項について定める件	177
● 大学院設置基準第四十六条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件	200
● 専門職大学院設置基準	200
● 専門職大学院に関し必要な事項について定める件	212
○ 専門職大学院を置く大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準	189
○ 専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件	190
○ 国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項について定める件	190
第四節 高等専門学校関係	214
● 高等専門学校設置基準	214
○ 高等専門学校設置基準第十七条の二第一項の規定に基づき、高等専門学校が履修させることができる授業について定める件	197
● 高等専門学校設置基準第十七条の二第三項の規定に基づき、高等専門学校が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件	221
○ 高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件	198
● 高等専門学校設置基準第二十九条の規定に基づき、新たに高等専門学校等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件	222
第五節 令和4年度改正に係る Q&A	223
第三章 大学設置運営質保証関係等	233
第一節 AC 調査関係	233
● 設置計画履行状況等調査委員会審査運営内規	233
● 大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査実施要領	235
○ 学校設置会社に対する設置計画履行状況調査（アフターケア）の調査実施要領	222
第二節 内部質保証・認証評価関係	236
○ 学校教育法（第九十九条・第一百条・第一百十一条・第一百十二条）【再掲】	223
● 学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令	236
第三節 情報公表関係	227
○ 大学による情報の積極的な提供について（通知）	227
第四節 管理運営調査・対応関係	228
○ 学校教育法（第十三条・第十五条）【再掲】	228
○ 私立学校法（第六十条・第六十二条・第六十三条）[再掲]	229
○ 学校法人運営調査における経営指導の充実について（通知）	230
第三編 設置者	241
第一章 私立大学関係	243

● 私立学校法〈抄〉	243
○ 私立学校法施行令〈抄〉	248
第二章 公立大学関係	258
● 教育公務員特例法〈抄〉	258
○ 教育公務員特例法施行令〈抄〉	253
○ 大学の教員等の任期に関する法律〈抄〉	254
○ 大学の教員等の任期に関する法律第三条第一項等の規定に基づく任期に関する規則に記載すべき事項及び同規則の公表の方法に関する省令	256
○ 公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法	257
● 地方教育行政の組織及び運営に関する法律〈抄〉	261
● 地方独立行政法人法〈抄〉	265
● 地方独立行政法人法施行令〈抄〉	288
○ 地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準〈抄〉	290
第三章 国立大学関係	294
● 国立大学法人法〈抄〉	294
● 国立大学法人法施行規則〈抄〉	309
第四編 教育行政組織	321
第一章 文部科学省及び大学設置・学校法人審議会等	323
● 文部科学省設置法〈抄〉	323
● 文部科学省組織令〈抄〉	326
● 大学設置・学校法人審議会令	344
○ 大学設置・学校法人審議会令	332
○ 大学設置・学校法人審議会の私立大学等関係委員の推薦に関する省令	334
第二章 大学設置・学校法人審議会規則関係	346
● 大学設置・学校法人審議会運営規則	346
○ 大学設置・学校法人審議会の議決の取扱いについて	335
○ 大学設置・学校法人審議会の議事内容の公開について	336
○ 大学設置分科会運営規則	336
○ 大学設置分科会審査運営内規	338
○ 専門委員会及び専攻分野の構成について	342
○ 参考人委嘱実施要領	345
○ 学校法人分科会運営規則	346
○ 学校法人分科会審査運営内規	347
○ 学校法人分科会における学生確保に関する審査方針	348
● 学校法人分科会運営規則	347
● 学校法人分科会審査運営内規	347
● 学校法人分科会における学生確保に関する審査方針	348
○ 標準設置経費の該当分野について	349
○ 学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第二の四の(七)における審査の取扱いについて	351
○ 学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第四の四の(二)における審査の取扱いについて	351
○ 設置者の変更に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査について	352
○ 大学等の設置に係る学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可後に設置計画を変更する場合の取扱いについて	352
○ 審査基準第一の四及び第二の五の運用方針について	352
○ 大学設置・学校法人審議会機構図	354
○ 大学設置認可等の審査スケジュール(大学設置分科会関係)	355

○ 大学設置認可等の審査スケジュール（学校法人分科会関係）	358
-------------------------------	-----

第五編 申請手続等 351

第一章 設置認可・届出関係 353

● 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準	353
● 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則	355
○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第四項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、令和二年度の私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間	409
● 高等専門学校の教員資格の認定の申請について定める件	428
● 臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する大学の設置等の認可の申請手続等について	431

第二章 寄附行為（変更）認可・届出関係 434

○ 私立学校法施行規則（抄）	417
● 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準	434
● 学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（抄）	446
○ 私立大学等の設置に際し農地を学校用地に転用する場合の手続について（通知）	443
○ 寄附行為変更の届出の取扱いについて（通知）	443

第三章 主な認可・届出・指定・認定事項一覧 453

第四章 その他届出・指定・認定事項 459

○ 文部科学省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事務等を定める省令	451
○ 私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）	451
○ 教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程	117
● 大学等連携推進法人の認定等に関する規程	459
● 教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程	462
● 教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程に関する実施要項	464
● 大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程	467
● 単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について	467
● 大学等における履修証明制度の運用及びその履修者に対する単位授与等に関する留意事項について	469

第六編 その他関係法令 473

第一章 特例措置関係 475

● 構造改革特別区域法（抄）	475
● 構造改革特別区域法施行規則	481
● 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則	482
● 文部科学省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令	482
● 国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令	483
○ 大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準	472
○ 学校設置会社の大学等の設置の認可申請に係る書類、書類の様式及び提出部数（抄）	480
● 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律	484
● 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令	485
● 特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令	488
● 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律	491
● 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則	495

第二章 その他	497
● 大学等における修学の支援に関する法律	497
○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律	482
○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令	485
● 行政手続法	501
● 文部科学省聴聞手続規則	512
○ 労働契約法	498
● 公益通報者保護法	514
○ 大学等連携推進法人の認定制度に関する省令等の制定 〈資料〉	506
■ 第二部 施行通知集	521
第一章 学校教育法・大学設置基準等の制定・改正に係る主な施行通知の一覧とその概要	513
～昭和47年3月以降の法律・政令・府省令・規則・告示の主な施行通知98本を収録～	
第一章-2 学校教育法・大学設置基準等の制定・改正に係る主な施行通知の一覧と概要	523
～平成29年3月以降の法律・政令・府省令・規則・告示の主な施行通知16本を収録～	
第二章 学校教育法・大学設置基準等の制定・改訂の主な施行通知等	542
～昭和47年3月以降の法律・政令・府省令・規則・告示の主な施行通知98本を収録～	
第二章-2 学校教育法・大学設置基準等の制定・改訂の主な施行通知等	527
～平成29年3月以降の法律・政令・府省令・規則・告示の主な施行通知16本を収録～	
99. 大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について	527
100. 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の施行等について	529
101. 特定地域内学部収容定員の抑制等に係る地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行等について (通知)	532
102. 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準等の一部を改正する告示の施行について	541
103. 「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン～地域に貢献し、地域に支持される高等教育へ～」の策定について	542
104. 高等専門学校設置基準の一部を改正する省令の施行について	542
105. 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令の施行について	543
106. 大学等における求人公募に係る申請手続きのオンライン化等の推進について	544
107. 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について	545
108. 私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について	554
109. 大学設置基準等の一部を改正する省令及び大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示の施行等について	558
110. 大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について	566
111. 高等学校卒業程度認定審査規則の施行について	568
112. 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令の公布について	569
113. 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の公布について	573
114. 大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について	575
■ 第三部 資料編	593
第一章 認証評価機関 (機関別) の各評価基準等	777
第一節 大学関係	777
○ 公益財団法人大学基準協会	777
○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	782
○ 公益財団法人日本高等教育評価機構	784
○ 一般財団法人大学教育質保証・評価センター	788

○ 一般財団法人大学・短期大学基準協会	795
第二節 短期大学関係	798
○ 公益財団法人大学基準協会	798
○ 一般財団法人大学・短期大学基準協会	803
○ 公益財団法人日本高等教育評価機構	816
第三節 高等専門学校関係	820
○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	820
第二章 大学ガバナンスと質保証に係る政策フレーム	825
○ 大学ガバナンスに関する教育・経営に係る法令の関係	826
○ 認証評価精度と他の質保証制度との関係について（イメージ図）	827
○ 我が国の大学の質保証のイメージ図	828
○ 設置計画履行状況等調査	829
○ 認証評価制度の概要	830
○ 認証評価制度の概要②（令和元年～）	831
○ 大学の情報公表制度等	832
○ 大学ポートレートについて	833
○ 令和元年私立学校法の改正について（概要）	834
○ 私立学校法・学校教育法に基づく不祥事行事案への対応（大学関係）	835
○ 学校法人に対する経営指導の充実	836
○ （参考）学校法人に対する経営指導体制	837
○ 地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン（ポイント）	838
○ 地域（ブロック）圏高等教育機構の全体コンセプト	839
第一章 政策フレーム	595
第一節 令和4年度大学設置基準等の改正について	595
第二節 大学設置基準等における教育課程等の特例制度について	627
第二章 政策評価	638
第一節 パブリックコメントの結果	638
● PC01：大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令案への意見	638
● PC02：学校教育法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について	639
● PC03：大学設置基準等の一部を改正する省令及び大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について	640
● PC04：大学院設置基準等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について	641
● PC05：大学設置基準等の一部を改正する省令案及び教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程案への意見	643
● PC06：大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案への意見	647
● PC07：大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令案への意見	651
● PC08：国際卓越研究大学法施行規則を定める省令案及び同法に基づく基本方針素案への意見	653
第二節 大学団体等の意見・見解	659
● 日本私立大学協会	659
● 公益財団法人大学基準協会	660
● 日本私大教連中央執行委員会	661
● 全大教中央執行委員会	666
● 日本私立大学教職員組合連合・全国大学高専教職員組合・全国公立大学教職員組合連合会	668

● 菊池 芳明 (横浜市立大学)	668
● 青野 友太郎 (高等教育計画経営研究所)	671
第三章 設置・届出状況	674
第一節 令和5年度・4年度開設の設置認可・設置届出	674
[令和5年度開設/設置認可]	676
● 令和5年度開設予定大学等一覧 (令和4年8月)	676
● 令和5年度開設予定学部等一覧 (令和4年8月)	681
● 令和5年度開設予定大学院等一覧 (令和4年8月)	690
● 令和5年度国立大学開設予定学部等一覧 (令和4年8月)	704
● 令和5年度開設予定学部等一覧 (令和4年10月)	707
● 令和5年度開設予定大学院等一覧 (令和4年10月)	710
● 令和5年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和4年4月分)	713
[令和5年度開設/設置届出]	713
● 令和5年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和4年4月分 (6月追加))	721
● 令和5年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和4年4月分 (8月追加))	724
● 令和5年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和4年5月分)	725
● 令和5年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和4年6月分)	726
● 令和5年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和4年6月分 (8月追加))	729
● 令和5年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和4年7月分)	729
● 令和5年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和4年8月分)	731
● 令和5年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和4年9月分)	732
● 令和5年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和4年10月分)	733
[令和4年度開設/設置認可]	736
● 令和4年度開設予定大学等一覧	736
● 令和4年度開設予定学部等一覧	745
● 令和4年度開設予定大学院等一覧	750
● 令和4年度国立大学開設予定学部等一覧	762
● 令和4年度国立大学開設予定学部等一覧	763
● 令和4年度開設予定学部等一覧	764
● 令和4年度開設予定大学院等一覧	765
[令和4年度開設/設置届出]	767
● 令和4年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和3年4月分)	767
● 令和4年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和3年4月分) (令和3年8月追加)	777
● 令和4年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和3年5月分)	779
● 令和4年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和3年6月分)	780
● 令和4年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和3年7月分)	782
● 令和4年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和3年9月分)	783
● 令和4年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧 (令和3年12月分)	784
第二節 大学等の設置者変更の認可	786
● 令和5年度 大学等の設置者変更の認可申請一覧	787
● 令和4年度 学部の設置者変更の認可申請一覧	788
● 令和3年度 学部の設置者変更の認可申請一覧	788
● 令和2年度 学部の設置者変更の認可申請一覧	789
第三節 認可・届出設置時の附帯事項等	790

編集・制作を終えて